

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年1月14日(水) 16時00分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者
委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 松元 雄大 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

報告第1号 農地の権利移動の許可取消について』

報告第2号 農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員 小坂 竜一

署名委員 今井 清弘

議長 ただ今から、令和8年第1回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

『報告第1号 農地の権利移動の許可取消について』

『報告第2号 農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について』
を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より南東約1.6kmに位置する第2種農地です。位置は3条-1で示しています。

利用計画については、季節野菜及び果樹を中心とした畑地利用です。

また、譲渡人は横浜市在住で、申請地は既に耕作放棄地のため、環境保全としての目的も含めて譲受人が取得するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 この場所はもう、全く作っていない状況で、荒れている状態になっていました。ここでありましたように、何か作っていただければ環境保全になるかな、ということを考えております。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より北西約1.1kmに位置する第2種農地です。位置は5条-1で示しています。

申請地については、令和7年7月総会にて承認されておりますが、その後、許可取消の申出があり、この度、別の申請者から改めて申請されたものです。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

塩田委員 申請地につきましては、昨年の7月の総会で承認されたもので、その後変更はありませんので、問題はないと思います。

南委員 私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南3.0kmに位置する第三種農地です。位置は5条ー2で示しています。

転用目的については、所有権移転で通路及び自己用住宅の建築です。

この度は、自己用住宅の建築にあたり、東側の県道との接道が必要なため併せて申請するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 ここは〇〇のまへりで、以前にも裏のほうに1件ありましたが、こちらは木が立っているような状況です。今説明がありましたが、道路との境が段差があるので、どうするのかな、それから柵もあるしどうするのかな、と思っていましたが、接続部分と言われたので、道路から直接入れるような形に工事されるんだろうなと思いながら見てきました。以上です。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南東約2.9kmに位置する第三種農地です。位置は5条ー3で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽

光発電設備の設置・管理に関する要綱に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 この場所は周りが全部というか、ほとんど太陽光になっておって、そこだけ残っている状況になっておりますので、太陽光になったほうがかえっていいのかな、という感じがしました。以上です。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11をご覧ください。申請地は、役場より南約300mに位置する第三種農地です。位置は現況-1で示しています。

事務局で事前に現地を確認したところ、申請地は土地の大部分が雑木や背の高い雑草に覆われている状態でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地の所有につきまして、所有者の〇〇さんは病院のほうに、もう高齢で入院されているということで、先ほどのとおり雑木で密集していますので、畑として利用できない状態です。

南委員 私もそう思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に報告事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項の1号及び2号を一括して説明いたします。

まず、「報告第1号 農地の権利移動の許可取消について」です。

ページ番号12～14に記載しております3件について、いずれも太陽光発電設備を目的とした農地転用案件ですが、申請者都合による計画中止のため、取消の申出があったものです。

事務局で現地の状況及び所有権移転登記がされていない事を確認の上、申出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局専決により受理いたしました。

つづいて、「報告第2号 農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について」です。

ページ番号15～19に記載しております。

この度は耕作者変更で125件を記載しております。

内120件は、同一耕作者の法人化に伴うものです。

事前に事務局で要件事項を確認の上、『意見なし』として処理しておりますので報告させていただきます。以上です。

南委員 今、太陽光の取り消しが3、4件くらいありましたけど、これ、あれですか、申請者の都合っていうことは、具体的にはどういうことか聞いておりますか？

事務局 はい、具体的には2件は太陽光業者さんの設置基準、地面の調査を改めて詳しく行った結果、その業者さんの基準に合わなかった

南委員 やわらかいとか？

事務局 はい。あらかじめしておるみたいなんですけど、実際機械を入れて下のほうまでやる検査はしてなかったようで、内2件がその基準に合わなかった、もう1件については、許可後に所有者さんと話がうまくいかなくなって、太陽光発電ができなくなった、ということで聞いております。

南委員 はい、何が言いたいかというと、あんまり安易に申し込みが出て、そしてまた取り消す、というのではいかがなものか、というものがありますので、よくチェックをしてください。

事務局 はい、わかりました。

今井委員 このうちの1件は、太陽光になるわけですね？

南委員 1件は、〇〇さんの所は、他の業者でなるように、今日申請が出て許可しました。

今井委員 別の業者で太陽光になるわけですね。

南委員 そうですね。

今井委員 それは今言った、地面のアレは関係ないんじゃないだろうか、どうだろうか。

事務局 はい、私も同様に思ったのですが、家を建てる時も、業者によればできる、できん、というのもあったりするので、別の業者が見たらこの地盤でもできる、という判断をした、ということでした。

今井委員 またこういうふうに地盤が悪いって言うてくるかも…

議長 はい、まあ色々理由があるみたいですけど、あまり安易には受け付けたくない、ということも今後やりたいと思っております。

それと、農地集積の関係は個人から法人、という形で段々耕作者も…どう言いますかね、法人化するのも段々増えておりますので、安心して任せるような土

地が、田んぼが増えるかな、と思っておりますので、今後ともこういう変更は沢山あるかなと思いますので、ご理解いただけたらと思います。このことにつきまして、何かありますか？よろしいですかね。

議長 本案件については、報告事項です。各自ご高覧賜りますようお願いいたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和8年第1回田布施町農業委員会総会を閉会します。

